

件名	常磐自動車道 久慈川橋耐震補強工事
----	-------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答(発注者使用欄)
1	入札公告(説明書) P.9 1 評価項目【提案1】 橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する提案	「打設時とは、コンクリート施工管理要領(令和6年4月)6-1運搬および打込みに関する内容」と記載があります。既設コンクリート構造物の打継処理における、品質向上に関する提案は評価の対象となるでしょうか。ご教示願います。	既設コンクリート構造物の打継処理における、品質向上に関する提案は評価の対象外となります。
2	入札公告(説明書) P.9 1 評価項目【提案3】 既設構造物へアンカー削孔等による既設構造物の損傷防止に関する提案	「アンカー削孔等」の評価対象範囲をご教示願います。 範囲は下記の①、②、③、④と想定しました。 ①金抜設計書の項目に記載されている、既設コンクリートに施工する全てのアンカーワーク(縁端拡幅工、落橋防止構造、水平力分担構造) ②落橋防止構造施工におけるPCプレテンT桁(P19、P20)とPC合成桁(P8、P9)への削孔 ③金抜設計書(項目…特-(6)段差防止構造、8-(3)鉄筋)の項目のうち、特記仕様書に記載されるアンカー削孔 ④アンカー削孔等に含まれる項目(鉄筋探査、削孔マシン搬入、削孔の位置出し、削孔マシン設置、削孔、孔内洗浄、削孔マシン撤去)	そのとおりお考えください。
3	評価項目【提案3】	「既設構造物の損傷」とは具体的にどういった事例を想定しているでしょうか。ご教示をお願いします。	アンカー削孔等に伴う既設のコンクリート、鉄筋、PC鋼材の損傷等を想定しています。
4	評価項目【提案3】	「アンカー削孔等」とは、縁幅拡幅工B、落橋防止構造、水平力分担構造における3工種のアンカー削孔以外にどのような工種を想定されているのでしょうか。ご教示をお願いします。	既設構造物に施工する全てのアンカー削孔等を想定しています。
5	評価項目【提案3】	「アンカー削孔等による既設構造物への損傷防止」とは、アンカー削孔作業以外の損傷についても提案対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	提案対象とはなりません。
6	評価項目【提案4】	久慈川橋、大森高架橋の二橋の施工時の交通規制内での作業が提案対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	高速道路上の交通規制内でのクレーンによる吊り作業が対象です。
7	評価項目【提案4】	久慈川橋、大森高架橋の二橋の交通規制内での作業に共通する提案が対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	共通する提案である必要はありません。
8	評価項目【提案4】	久慈川橋、大森高架橋の走行車線の幅は3.5mと考えてよろしいでしょうか。また、それぞれの路肩の幅は何mで検討すればよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	設計図よりご判断ください。
9	評価項目【提案4】	久慈川橋、大森高架橋の規制帯内の幅は何mで検討すればよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	設計図よりご判断ください。
10	入札公告(説明書)P9の「評価項目」	【提案4】では「高速道路上の交通規制内～はみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案」が求められています。ここで、「施工方法」に「管理手法」は含まれますか。ご教授願います。	施工方法に関する管理手法であれば、評価の対象とお考えください。

11	技術提案書様式 様式-提案2 評価項目①	評価項目①に「橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する提案※1打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容」とあります。技術提案書の提出の際は、本記載のうち、「※1打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容」を削除してよろしいでしょうか。ご教示願います。	当該記載は削除しないでください。
12	技術提案書様式 様式-提案2 評価項目②	評価項目②に「橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート養生時※1の品質向上に関する提案※1養生時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生に関する内容」とあります。技術提案書の提出の際は、本記載のうち、「※1養生時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生に関する内容」を削除してよろしいでしょうか。ご教示願います。	当該記載は削除しないでください。
13	入札公告（説明書） 評価項目【提案3】（評価項目③）	評価項目③に「既設構造物へアンカー削孔等による既設構造物の損傷防止に関する提案」とあります。本技術提案の適用範囲は、特記仕様書における「25-4鉄筋工」、「25-5落橋防止工」、「25-9水平力分担構造」、「25-14段差防止構造」でしょうか。ご教示願います。	既設構造物に施工する全てのアンカー削孔等を想定しています。
14	入札公告（説明書） 評価項目【提案4】（評価項目④）	評価項目④に「高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案」とあります。本技術提案の適用範囲は、久慈川橋の施工では設計図【久慈川橋】の図面番号69～72の施工概要図に示す通り、AP1橋脚、P3橋脚、P7橋脚と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	高速道路上の交通規制内のクレーンによる吊作業が対象です。
15	入札公告（説明書） 評価項目【提案4】（評価項目④）	評価項目④に「高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案」とあります。設計図【茂宮川高架橋】の図面番号232～239に示す施工概要図より、茂宮川高架橋の施工では高速道路上の交通規制はないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	そのとおりお考えください。
16	入札公告（説明書） 評価項目【提案4】（評価項目④）	評価項目④に「高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案」とあります。本技術提案の適用範囲は、大森高架橋の施工では設計図【大森高架橋】の図面番号92～95の施工概要図に示す通り、A1A橋台、P4A橋脚、P5A橋脚、P6A橋脚、P7A橋脚、P8A橋脚、P9A橋脚、A2橋台と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	高速道路上の交通規制内のクレーンによる吊作業が対象です。
17	5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料 （2）技術提案書（様式一提案2）	記載上の注意事項に「②技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。」とあります。本内容は、様式一提案2のすべての文字の大きさを10ポイント以上とするものと考えてよいでしょうか。ご教示願います。	様式に入力する文字の大きさは10ポイント以上としますが、図表内の文字は判読可能であれば10ポイント以上である必要はありません。
18	5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料 （2）技術提案書（様式一提案2）	記載上の注意事項に「②技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。」とありますが、フォントの種類、様式の余白サイズ、行間隔や文字間隔の設定については記載がありません。これらについては入札者が任意に設定してよいと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	フォントの種類、様式の余白サイズ、行間隔や文字間隔の設定については任意に設定していただいて結構です。ただし、判読可能なものとしてください。
19	評価項目④について	提案対象については高速道路上でのクレーン作業のみで、下部工補強等でのクレーン作業は該当しないという認識で間違いないでしょうか	そのとおりお考えください。

20	技術提案書書式 様式-提案2	評価項目①の『※1打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容』及び、評価項目②の『※1養生時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-2養生に関する内容』について、これらを提案書から省略することは可能でしょうか、ご教示願います。	当該記載は省略しないでください。
21	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案1】『橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する提案』について、計画されている標準のコンクリートの打設リフト数、高さをご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
22	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案1】『橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する提案』について、計画されている標準のコンクリート打設方法をご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
23	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案1】『橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する提案』について、コンクリートの打設リフトや打設方法については請負者が自由に選定できるものであり、特に決められたルールは無いと考えてよろしくでしょうか、ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
24	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案1】『橋脚のコンクリート巻立て補強におけるコンクリート打設時※1の品質向上に関する提案※1打設時とは、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容』について、提案範囲はコンクリート施工管理要領6-1『運搬および打込み』としています。しかしながら、6-3『打継目』、6-5『型わくおよび支保工』、6-6『表面仕上げ』に関する内容も提案として認められるでしょうか、ご教示願います。	コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容』のみ提案として求めています。
25	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案3】『既設構造物へアンカー削孔等による既設構造物の損傷防止に関する提案』について、文章中の前半の『既設構造物』はアンカー削孔等を施工するコンクリート構造物を指し、後半の『既設構造物』は現状の常磐自動車道として機能するすべての構造物を示していると考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	文章に記載している「既設構造物」は、アンカー削孔等を施工するコンクリート構造物を指しています。
26	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案4】『高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案』について、評価項目の大項目が『性能・機能』となっています。内容から判断すると、正しくは『社会要請』になるのでしょうか、ご教示願います。	交付図書のとおりお考えください。
27	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案4】『高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案』の大項目が『社会要請』となる場合、中項目をご提示願います。『特別な安全対策』になりますでしょうか、ご教示願います。	交付図書のとおりお考えください。
28	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案4】『高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案』について、提案の対象となるクレーンの種類（ラフター、クローラなど）や規格などに具体的な指定があるでしょうか、ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
29	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案4】『高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案』について、提案の対象となるクレーンの種類（ラフター、クローラなど）や規格などに具体的な指定があるでしょうか、ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。

30	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案4】『高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案』について。計画されている標準のクレーン機種、規格の変更は認められますでしょうか、ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
31	入札公告（説明書）P9 「評価項目」	評価項目【提案4】『高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案』について、高速道路上の交通規制は24時間連続で設置可能と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書に示す設置時間でお考えください。
32	入札公告（説明書）P9 「評価基準」	評価基準、◇留意事項 ②『技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。』について、文字の大きさ以外の余白・行間・文字間隔・文字数・枠組みなどについては、判読可能であれば変更しても問題ないでしょうか、ご教示願います。	判読可能であれば文字の大きさ以外の余白・行間・文字間隔・文字数・枠組みなどについては変更可能です。
33	【提案3】既設構造物へアンカーホルダによる既設構造物の損傷防止に関する提案	提案3の対象項目は、金抜設計書にアンカーホルダと記載がある「縁端拡幅工」「落橋防止構造」「水平力分担構造」のみ対象としておりますでしょうか。それとも、特記仕様書の25.工事細部に関する事項にアンカーホルダについて記載がある「巻立て鉄筋コンクリート構造物」「PCM巻立て構造物」「段差防止構造」「中間貫通鋼材工」、茂宮川高架橋の橋脚横梁補強詳細図の「アラミド繊維定着用アンカーホルダ」も対象となるのでしょうか。	既設構造物に施工する全てのアンカーホルダ等を想定しています。
34	契約参考図書（率計上工事及び概算数量、図面）	率計上工事に関する事項とされている排水装置撤去等の工種も提案の対象となりますでしょうか。	率計上工事については、技術提案の対象外です。
35	【提案4】高速道路上の交通規制内で行うクレーンによる吊り作業時の供用車線へのはみ出し防止を目的とした施工方法に関する技術提案	提案4の対象は、設計図面において各橋梁の施工概要図側面図で橋梁上にクレーンを配置している久慈川橋（AP1、P3、P7）、大森高架橋（A1、P4、P5～P9、A2）が対象であり、茂宮川高架橋は対象外という認識でよろしいでしょうか。	高速道路上の交通規制内のクレーンによる吊作業が対象です。
36	4. 施工実績について	施工実績は自社受注工事のみ評価対象となり他社実績は評価されないと考えてよいでしょうか。またNETIS等の工事以外の実績の場合は評価対象と考えてよろしいでしょうか。	他社実績及びNETIS等の工事以外の実績であっても、評価の対象とお考えください。
37	評価項目③ アンカーホルダの提案対象範囲について	アンカーホルダとは、中間貫通鋼材工も評価の対象となりますでしょうか。	既設構造物に施工する全てのアンカーホルダ等を想定しています。
38	評価項目①～④の記載内容について	評価項目のうち、④は【〇〇に関する技術提案】と記載されていますが、①～③はそれぞれ【〇〇に関する提案】と記載されています。評価内容で異なる点はありますでしょうか。	ありません。
39	評価項目① コンクリート打設時の提案について	コンクリートの配合に関する提案は評価対象と考えてよろしいでしょうか。	技術提案書様式に記載のとおり、コンクリート施工管理要領（令和6年4月）6-1運搬および打込みに関する内容以外の提案は求めていません。